

ブロック塀等改善事業 補助対象工事イメージ(凡例 既存部分:■ 撤去部分:□ 新設部分:□)

※本図はイメージ図のため具体的な補助対象の該否については交付申請時に審査します。

<p>パターンA</p> <p>塀</p>		<p>除却</p>	<p>新設</p>
<p>パターンB</p> <p>塀 + 擁壁・土留め (敷地が低い場合)</p>		<p>除却</p>	<p>新設</p>
<p>パターンC</p> <p>塀 + コンクリートブロック・ 鉄筋コンクリート 土留め (土留め部分の高さは、 60cm以下)</p>		<p>除却</p>	<p>新設</p>
<p>パターンD</p> <p>塀 + 1m以下の 擁壁・土留め</p>		<p>除却</p>	<p>新設</p>
<p>パターンE</p> <p>塀 + 1m超の 擁壁・土留め^{※5}</p>		<p>除却</p>	<p>新設工事は、 原則、補助対象外 (2m以下のコンクリートブロック・ 鉄筋コンクリート・大谷石・間知 擁壁の場合は、補助対象に なる場合があります。)</p>

※1 工事内容及び申請地によっては建築確認申請の手続きが必要な場合があります。

※2 幅員が4m未満の道路等に面する場合、道路等の中心から2m以上後退が必要なことがあります。

※3 ブロック塀等の除却後は、道路等からブロック塀等の上端までの高さを1m未満にする必要があります。

※4 擁壁の上に増積したコンクリートブロックや、擁壁の上に残った既存ブロック塀等を基礎とし軽量なフェンスを新設する場合は補助対象外となります。なお、新設する軽量なフェンス等は、原則として、擁壁の上端から後退する必要があります。

※5 1m超の擁壁・土留めの改善には、「横浜市崖地防災・減災対策工事助成金制度」がご利用になれる場合があります。